

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026 年 9 月 29 日
【発行者の名称】	株式会社ダブルツリー (Double Tree Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林 和樹
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市加須山 334 番地の 4
【電話番号】	086-428-2829 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 藤原 瑛子
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりで す。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ダブルツリー https://d-tree.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 40 期中
会計期間	自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日
売上高 (千円)	8, 042, 807
経常利益 (千円)	404, 139
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	263, 409
中間包括利益 (千円)	263, 410
純資産額 (千円)	5, 122, 695
総資産額 (千円)	8, 796, 607
1 株当たり純資産額 (円)	1, 707. 57
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1 株当たり中間純利益 (円)	87. 80
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	58. 2
自己資本利益率 (%)	5. 3
株価収益率 (倍)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	602, 474
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△417, 027
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△252, 439
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	2, 068, 549
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	246 〔195〕

- (注) 1. 当社グループは、第 40 期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、第 40 期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当社は、2026 年 1 月 5 日付で山本幸株式会社の全株式を取得し子会社化したことに伴い、報告セグメントの変更を行うことといたしました。これにより、当中間連結会計期間の期首より、報告セグメントを従来の「モビリティ事業」のみから、「モビリティ事業」及び「レジャー事業」の 2 区分に変更しております。詳細は、「第 6 経理の状況 1 【中間連結財務諸表等】 【注記事項】（セグメント情報等）【セグメント情報】 3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

この結果、当中間連結会計期間末現在、当社グループは、当社及び連結子会社 1 社により構成されております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに発行者の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 山本幸株式会社	岡山県倉敷市	30,000	温浴施設	100.0	役員の兼任 資金の貸付

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026 年 6 月 30 日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
モビリティ事業	207 [114]
レジャー事業	21 [78]
全社 (共通)	18 [3]
合計	246 [195]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 全社（共通）は、経理財務及び人事総務等の管理部門の従業員であります。

(2) 発行者の状況

2026 年 6 月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
224 [115]	32.7	8.0	4,949

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

当社は、2026年1月5日付で山本幸株式会社全株式を取得し子会社化したため、2026年1月1日をみなし取得日として同社を連結の範囲に含めております。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資が景気を下支えし、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続や人手不足の深刻化に加え、資源価格や為替動向、海外経済の不確実性などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当中間連結会計期間における国内新車総販売台数（軽を含む）は2,387,096台となり、前年同期比で1.8%増の結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

当社グループにおいては、『地域の「持続的で最適な”移・食・住”」を実現します』というミッションに基づき、収益構造の見直しを進めるとともに、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は8,042,807千円、営業利益は343,071千円、経常利益は404,139千円、親会社株主に帰属する中間純利益は263,409千円となりました。

当社は、2026年1月5日付で山本幸株式会社全株式を取得し子会社化したことに伴い、当中間連結会計期間の期首より、報告セグメントを従来の「モビリティ事業」のみから、「モビリティ事業」及び「レジャー事業」の2区分に変更しております。

セグメントの業績は、次の通りです。

【モビリティ事業】

モビリティ事業では、仕入価格の高騰や金利上昇といった厳しい外部環境の影響を受けましたが、車両販売台数および車検台数は前年並みの水準を維持しました。また、店舗での個人買取強化を推進するとともに、オークションを中心とした車両調達を進め、在庫の確保に努めました。この結果、売上高 7,762,082 千円、セグメント利益 342,080 千円となりました。

【レジャー事業】

レジャー事業では、事業基盤の強化に向けて、設備の修繕・更新に着手するとともに、新規イベントを実施し、顧客満足度の向上に取り組みました。この結果、売上高 281,111 千円、セグメント利益 991 千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は2,068,549千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は602,474千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益の計上402,022千円、減価償却費の計上167,115千円、仕入債務の増加168,893千円が生じた一方で、法人税等の支払133,053千円が生じたこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は417,027千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出145,901千円、保険積立金の払戻による収入91,910千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出357,222千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は252,439千円となりました。これは主に短期借入金の減少50,000千円、長期借入金の返済による支出150,105千円、配当金の支払いによる支出48,000千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社の事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
モビリティ事業	7,761,754
レジャー事業	281,053
合計	8,042,807

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結中間連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結中間連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等
が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の中間連結財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。当中間連結会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

流動資産につきましては、5,112,690千円となりました。主な内訳は、現金及び預金2,472,285千円、棚卸資産1,884,737千円等であります。固定資産につきましては、3,683,916千円となりました。主な内訳は、土地1,739,548千円、建物及び構築物1,122,886千円等であります。

この結果、総資産は8,796,607千円となりました。

(負債の部)

流動負債につきましては、2,112,124千円となりました。主な内訳は、前受金695,057千円、買掛金383,571千円等であります。固定負債につきましては、1,561,787千円となりました。主な内訳は、長期借入金1,024,831千円等であります。

この結果、負債合計は、3,673,911千円となりました。

(純資産の部)

純資産は5,122,695千円となりました。主な内訳は、利益剰余金4,366,899千円等であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、山本幸株式会社を連結子会社としたことにより、山本幸株式会社の設備等が新たに当社グループの主要な設備となりましたが対象となる設備はございません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2026年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年9月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	—	3,000,000	—	50,000	—	—

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 H&D	岡山県倉敷市加須山 334 番地の 2	2,999,700	99.990
玉島信用金庫	倉敷市玉島 1438	100	0.003
株式会社 トマト銀行	岡山市北区番町 2 丁目 3 番 4 号	100	0.003
株式会社 香川銀行	高松市亀井町 6-1	100	0.003
計	—	3,000,000	100.000

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第4位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,000,000	30,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

②【自己株式等】

自己株式はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別再考・最低株価】

月別	2026 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）最近6月間の売買実績はありません。

3【役員の状況】

2026 年 3 月 30 日付の発行者情報公表日以後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第28号。以下「中間連結財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,472,285
売掛金	268,093
商品及び製品	1,852,462
原材料及び貯蔵品	32,274
その他	487,574
流動資産合計	5,112,690
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物(純額)	1,122,886
機械装置及び運搬具(純額)	343,703
工具、器具及び備品(純額)	92,628
土地	1,739,548
リース資産(純額)	21,293
建設仮勘定	3,029
有形固定資産合計	3,323,090
無形固定資産	
借地権	103,643
のれん	74,630
その他	13,768
無形固定資産合計	192,042
投資その他の資産	
投資有価証券	848
長期貸付金	3,516
繰延税金資産	73,032
その他	91,385
投資その他の資産合計	168,782
固定資産合計	3,683,916
資産合計	8,796,607

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部	
流動負債	
買掛金	383,571
短期借入金	350,000
1年内返済予定の長期借入金	213,640
リース債務	7,839
未払金	167,201
未払費用	12,361
未払法人税等	149,203
前受金	695,057
賞与引当金	43,735
その他	89,514
流動負債合計	2,112,124
固定負債	
社債	200,000
長期借入金	1,024,831
リース債務	15,233
退職給付に係る負債	90,481
役員退職慰労引当金	22,800
資産除去債務	158,148
その他	50,292
固定負債合計	1,561,787
負債合計	3,673,911
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	705,719
利益剰余金	4,366,899
株主資本合計	5,122,619
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	75
その他の包括利益累計額合計	75
純資産合計	5,122,695
負債純資産合計	8,796,607

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
売上高	8,042,807
売上原価	5,772,168
売上総利益	2,270,639
販売費及び一般管理費	※ 1,927,567
営業利益	343,071
営業外収益	
受取利息	1,836
受取保険金	47,717
雑収入	19,145
営業外収益合計	68,699
営業外費用	
支払利息	7,032
社債利息	240
雑損失	358
営業外費用合計	7,631
経常利益	404,139
特別損失	
固定資産売却損	1,199
固定資産除却損	917
特別損失合計	2,116
税金等調整前中間純利益	402,022
法人税、住民税及び事業税	152,602
法人税等調整額	△ 13,989
法人税等合計	138,613
中間純利益	263,409
親会社株主に帰属する中間純利益	263,409

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
中間純利益	263,409
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	1
その他の包括利益合計	1
中間包括利益	263,410
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	263,410

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	402,022
減価償却費	167,115
のれん償却費	3,927
固定資産売却損	1,199
固定資産除却損	917
受取保険金	△47,717
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,406
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	13,662
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	400
受取利息及び受取配当金	△1,844
支払利息及び社債利息	7,273
売上債権の増減額 (△は増加)	12,815
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△23,483
仕入債務の増減額 (△は減少)	168,893
未払金の増減額 (△は減少)	△16,084
前受金の増減額 (△は減少)	97,140
その他	△54,687
小計	740,957
利息及び配当金の受取額	1,844
支払利息及び社債利息の支払額	△7,273
法人税等の支払額	△133,053
営業活動によるキャッシュ・フロー	602,474
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額 (△は増加)	△5,194
有形固定資産の取得による支出	△145,901
無形固定資産の取得による支出	△1,543
長期貸付金の回収による収入	120
保険積立金の積立による支出	△119
保険積立金の払戻による収入	91,910
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	△357,222
その他	924
投資活動によるキャッシュ・フロー	△417,027
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000
長期借入金の返済による支出	△150,105
リース債務の返済による支出	△4,333
配当金の支払額	△48,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△252,439
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△66,992
現金及び現金同等物の期首残高	2,135,541
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,068,549

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間において、当社グループの山本幸株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)	
給料及び手当	513,044 千円
賞与引当金繰入額	42,890 千円
広告宣伝費	230,873 千円
支払手数料	223,218 千円
退職給付費用	26,882 千円
減価償却費	167,115 千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円) 当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)	
現金及び預金	2,472,285
預入期間が3か月を超える定期預金	△403,736
現金及び現金同等物	2,068,549

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026 年 3 月 30 日 定時株主総会	普通株式	48,000	16	2025 年 12 月 31 日	2026 年 3 月 30 日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(株式取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 山本幸株式会社

事業の内容 温浴施設、飲食店、ホテル等の運営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は自動車の販売、整備及び钣金を行うモビリティ事業を主力としながら、コンフォタブルライフ事業ではフィットネス・飲食・グランピングなど、人々の暮らしや余暇に寄り添う多角的な事業を展開してまいりました。

このたび、新たに温浴施設と宿泊機能を兼ね備え、レストランや宴会場も併設する会社を取得することで、観光と健康を融合させた新しい温浴宿泊事業の創出を目指します。温浴・宿泊の機能を活かし、地域を訪れるお客様に滞在型の楽しみや癒しを提供することで、観光事業のさらなる強化につなげてまいります。

さらに、本施設は地元で30年以上続く歴史ある拠点であり、地域の皆さまから長年にわたり愛されてきた存在です。その信頼とブランド力を継承することで、コンフォタブルライフ事業を強化し、当社のミッションである「地域の持続的で最適な”移・食・住”を実現します」を果たすべく、より一層、観光振興や地域経済の活性化に貢献してまいります。

(3) 企業結合日

2026年1月5日（みなし取得日 2026年1月1日）

(4) 企業結合の法的形式

当社による現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2026年1月1日から2026年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 0千円

債権譲受 400,000千円

取得原価 400,000千円（注）

（注）山本幸株式の取得対価に加えて、おかやま活性化ファンド2号 投資事業有限責任組合が山本幸株式会社に対して有する債権の譲受けの対価を含めた金額です。

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額等

アドバイザー費用等 5,450千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

78,558千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	102,811千円
固定資産	478,785千円
資産合計	<u>581,597千円</u>
流動負債	106,099千円
固定負債	154,056千円
負債合計	<u>260,155千円</u>

7. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間の期首をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		
	モビリティ事業	レジャー事業	計
顧客との契約から生じる収益	7,762,082	281,111	8,043,194
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	7,762,082	281,111	8,043,194

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失の金額に関する情報

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	モビリティ事業	レジャー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,761,754	281,053	8,042,807	—	8,042,807
セグメント間の内部 売上高又は振替高	328	58	386	△386	—
計	7,762,082	281,111	8,043,194	△386	8,042,807
セグメント利益	342,080	991	343,071	—	343,071

(注) 1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当社は、2026年1月5日付で山本幸株式会社の全株式を取得し子会社化したことから、レジャー事業において、新たにのれんが78,558千円発生しました。

(単位：千円)

	モビリティ事業	レジャー事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	3,927	—	3,927
当期末残高	—	74,630	—	74,630

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、2026年1月5日付で山本幸株式会社の全株式を取得し子会社化したことに伴い、報告セグメントの変更を行うことといたしました。

これにより、当中間連結会計期間の期首より、報告セグメントを従来の「モビリティ事業」のみから、「モビリティ事業」及び「レジャー事業」の2区分に変更しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1株当たり中間純利益	87.80 円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	263,409
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	263,409
普通株式の期中平均株式数(株)	3,000,000

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度の数値は記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 29 日

株式会社ダブルツリー
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 相羽 美香子
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダブルツリーの 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルツリー及び連結子会社の 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合

は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。